

2月16日から3月15日まで受付

所得税・事業税・住民税の申告

なるべく早めに申告してください

所得税・個人事業税・個人住民税の申告時期になりました。申告をしなければならぬ人は、期限までに忘れず申告してください。わざわざ市役所までおいでにならなくても申告できる納税相談所を各地でひらきますから、これを利用して一人ももれなく申告してください。

ことしも昨年と同じように、

所得税の確定申告をされた方は個人事業税、個人住民税の申告はしなくてもけっこうです。したがって、所得税の確定申告をしない人は、昨年どおり個人事業税は県税事務所へ、個人住民税は市役所へそれぞれ申告していただくことになります。

申告をしなければ

ならない人

○市内に住所があり、前年中に基礎控除と扶養控除額の合計額をこえる所得があった人
○給与所得者で、給与以外の所得があった人
○勤務先の事業所から給与支払報告書の提出がなかった人

申告を

しなくてもよい人

○前年中に所得がなかった人
○生活扶助を受けている人
○給与所得者で給与以外の所得がなく、事業所から給与支払

報告書の提出があった人
申告の内容

○四十二年中の所得や各種控除について申告してください
申告用紙の送付

○申告該当者には二月中旬ごろまでに用紙を送付します。届かない場合は税務課市民税係へ連絡してください。
申告には

共同納税相談所を
○下の表の日程で納税相談所を開設します。この相談所で申告書を受け付けます。どうぞ

償却資産の申告

おすみでない事業所は

至急に申告してください

一月三十一日までに償却資産の申告をすることになっていますが、まだおすみでない事業所ない場合は、後日それぞれの事業所へ調査に立入らせていただく

共同納税相談所の日程

相談日	会場	相談内容
2月20日(火)	商工会議所	所得税関係(農業・山林・譲渡)
21日(水)	清滝公民館	市民税関係
22日(木)	日光市役所	事業税・市民税関係
23日(金)	日光市役所	〃
26日(月)	野口公民館	市民税関係
27日(火)	所野憩の家	〃
28日(水)	久次良公民館	〃
29日(木)	商工会議所	所得税関係(営業・庶業)第一次
3月1日(金)	山久保小学校	市民税関係
4日(月)	小来川支所	事業税・市民税関係
5日(火)	清滝公民館	〃
6日(水)	中宮祠出張所	〃
7日(木)	小来川支所	市民税関係
8日(金)	商工会議所	所得税関係(営業・庶業)第二次
11日(月)	中宮祠出張所	市民税関係
12日(火)		
13日(水)		
14日(木)		
15日(金)		

※時間は、どの会場も10時から3時までです。



鹿沼税務署が移転

鹿沼税務署が2月5日につぎの所へ移転しましたのでお知らせします。

新所在地 鹿沼市東末広町 1,934の24



交通事故相談

- 相談日 2月23日(金)
- 時間 10時から4時
- 場所 市民相談室
- 申込先 秘書課企画係

(これから毎月、偶数の月の第4金曜日に交通事故相談を行ないますからどうぞご利用ください)